

## マイツーカー ご利用規程

### 1.目的

マイツーカー(以下「本規程」といいます。)は、東京ガス株式会社(以下「当社」といいます)が、ご契約者に、東京ガスネットワーク株式会社(以下、「導管事業者」といいます)が維持管理する東京ガスネットワークスマメ小売連携システムと通信装置を利用し、ガスの消し忘れ確認・遠隔遮断・自動通報・エネルギーご使用量のお知らせ・ガス未使用のお知らせを行うサービス「マイツーカー」(以下「本サービス」といいます)を提供するうえで、当社とご契約者との間の利用条件、権利義務等を定めることを目的とします。

### 2.用語の定義

本規程における用語の定義は以下のとおりとします。

- ①ご契約者 :当社と本サービスを契約された方であり、また、「マイツーカーご利用申込書」または「マイツーカーWeb申込フォーム」(以下「申込書等」といいます)の契約者欄にご契約者として明示された方
- ②お支払者 :申込書等のお支払者欄にお支払者として明示された方
- ③ウェブサービス:本サービスに付帯関連して、ウェブページ、LINE、およびメールにて提供するサービス
- ④通信端末 :パソコン・スマートフォン等  
(推奨環境については当社ホームページ(www.tokyo-gas.co.jp/utility/attention.html)をご確認ください。)
- ⑤ユーザー :ご契約者またはご契約者がウェブサービスに登録した方
- ⑥ユーザー指定の連絡先 :自動通報サービスにおいて当社からご連絡する連絡先(この連絡先はユーザーの申出により登録します。この連絡先において連絡がとれなかった場合に、ユーザーから過去に当社へ連絡いただいた際に当社が把握した電話番号に連絡することがあります。)
- ⑦キーパスワード :初期登録に必要なパスワード

### 3.本サービスの内容

本サービスは、以下の(1)～(4)の4つのサービスから構成されます。

#### (1)ガスの消し忘れ確認・遠隔遮断サービス

ガスの消し忘れ確認・遠隔遮断サービスとは、ユーザーからの依頼に基づき、ガスの消し忘れ確認、ガスの遠隔遮断および遠隔復帰を行うものです。ただし、以下の事項に該当する場合、ガスの消し忘れ確認やガスの遠隔遮断はできません。以下の事項に該当する場合において、ご契約者やユーザーに生じた損害について、当社は何らの責任を負いません。

- ①ガス機器の使用負荷に応じてガスの燃焼量を自動で制御する比例制御機能等により、ガスの流量が一時的に停止した場合
- ②口火、種火または微量のとり火を使用している場合等、ガスメーターの感知性能を超えたごく微量なガスを継続的に使用している場合

#### (2)自動通報サービス

- ①自動通報サービスとは、ガスメーターの安全機能が作動した場合またはユーザーが設定するガスの継続使用時間(以下、「お知らせ時間」といいます)を超えてガスが使用されたことを感知した場合、ユーザー指定の連絡先に当社からその旨を連絡するものです。
- ②個々のガス機器ごとに、お知らせ時間を設定することはできません。
- ③ガスメーターの安全機能は、ガス流量が0.7kW以上で連続して流れ、お知らせ時間を超えた場合に限り作動します。ガスコンロのとり火、その他のガス機器の口火や種火など、ガス流量が0.7kW未満の場合は安全機能は作動せず、自動通報サービスにおいてもお知らせしません。この場合においてご契約者やユーザーに生じた損害について、当社は何らの責任を負いません。

#### (3)エネルギーご使用量のお知らせサービス

- ①エネルギーご使用量のお知らせサービスとは、本サービスの対象場所におけるエネルギーの使用量データ(電気およびガスの使用量を指します。尚、電気のご使用量のお知らせについては、当社とガス小売契約および電気契約の両方を締結しているお客さまに限り、ご利用可能です)をウェブサービスで提供するものです。
- ②当社は、本サービスの対象場所のエネルギー使用量を本サービス提供のために収集、利用します。また、当社とガス契約があるお客さまのエネルギー使用量は当社ガス供給販売業およびこれに付帯する事業に関しても利用します。尚、収集したエネルギー使用量データは、ご契約者が当社に支払うガスご使用料金の算出に使用するものではありません。

#### (4)ガス未使用のお知らせサービス

- ①ガス未使用のお知らせサービスとは、本サービスの対象場所において0時から24時までの間ガスの使用が無いことを当社が検知した場合に、ガス未使用の旨をその翌日にメールまたはLINEでお知らせするものです。
- ②外気温が下がると、凍結防止のため機器内を保温するヒータが自動的に運転を行い、それに伴ってガスを使用することがあります。この場合、ガスの使用があるため、ガス未使用の旨をお知らせしません。

#### (5)本サービスには、次の①～④の内容は含まれません。

- ①本サービスの対象場所におけるガス使用の有無以外に関するお問い合わせへの回答および本サービス結果に関する確認(本サービスの対象場所での安全確認・安否確認等。)
- ②エネルギーの使用方法や、ガス及び電気料金に関するお問い合わせへの回答
- ③電話回線およびインターネット利用環境の導入設置、修理および整備
- ④導管事業に関するお問い合わせへの回答

### 4.本サービスの加入条件等

(1)本サービスの加入条件は、以下のとおりです。

- ①ご契約者が当社のガス供給エリア(越谷・春日部地区/蓮田南地区、取手・我孫子地区、真岡地区を除く)にお住まいで、当社がガス小売事業者となる家庭用のガス小売契約(〈i〉一般ガス供給約款に基づく契約または〈ii〉ガス基本約款及び選択約款(家庭用選択約款または「ずっともガス」)に基づく契約をいいます。以下、「ガス契約」といいます。)を締結していること
- ②ご契約者のご自宅のガス検針がスマートメーター(遠隔通信が可能な無線機付きマイコンメーター)で行われていること
- ③ご契約者が、本サービスの対象場所において「エネファーム」、「エコウィル」、「GHP(ガスヒーポン)」を使用していないこと

(2)ご契約者とお支払者が異なる場合には、ご契約者はお申し込みの前にお支払者に本サービスのサービス料金の支払いの承諾を得る必要があります。尚、ご契約者とお支払者が異なる場合であっても、ご契約者はサービス料金その他本契約にかかる一切の債務について、支払義務を負い免じられることはなく、ご契約者がサービス料金その他本契約にかかる一切の債務の全額を支払う義務を負います。

### 5.本サービスの留意事項

(1)本サービス共通

- ①本サービスは日本語のみで提供します。
- ②本サービスは、ガスメーターの遠隔監視および遠隔操作を行うものであり、個々のガス機器を監視・操作するものではありません。
- ③本サービスをご利用する場合でも、ガスメーターが遮断する基準などの保安上の性能に変更はありません。
- ④本サービスは、鍋等の調理器具の焦げ付き・風呂の沸かし過ぎ・火災等を直接的に防止するものではありません。
- ⑤理由の如何を問わず、ガスメーターの交換があった場合は、本サービスを提供する各種手続きのため、交換日から一週間ほど本サービスの全てをご利用できなくなります。
- ⑥当社からの電話連絡はフリーダイヤルを利用します。フリーダイヤル着信拒否や特定番号のみ受信等の各種制限を設定している場合は、当社からの連絡を受けられません。
- ⑦当社都合によるシステムメンテナンスに伴い、本サービスの全部または一部が提供できないことがあります。尚、その間サービスが提供できない場合もサービス料金は減額いたしません。
- ⑧ガス小売契約の名義を変更された場合、本サービスの名義変更を当社へお申し出ください。
- ⑨ガスが供給停止となった場合、本サービスの提供も停止します。供給が再開されると、本サービスも自動的に再開します。
- ⑩ご契約者情報もしくはお支払情報を変更(移転等を含む)する場合または本サービスの解約をご希望される場合は、当社が定める方法で当社にすみやかにご連絡ください。

(2)ウェブサービスのご利用

- ①ユーザーはご契約者の判断により決定するものとし、当社はこれに直接関与しません。
- ②ご連絡先としてご登録頂いたメールアドレスやLINEアカウントにおいて、受信拒否設定やプロバイダのセキュリティ設定をしている場合または通信端末設定状況等によっては当社からの各種お知らせを受信できないことがあります。
- ③当社は、本サービスを利用するために必要なハードウェアおよびソフトウェアに関する費用、通信料およびインターネット接続料を負担しません。

## 6.本サービスの開始

- (1)本サービスのご利用開始日(以下「サービス開始日」といいます)は、当社の登録手続き完了後、ご契約者宛に速やかにメールでお知らせします。
- (2)ウェブサービスをご利用いただくには、ご契約者本人またはユーザーによる初期登録が必要です。
- (3)ウェブサービスのキーパスワードは、メールでお知らせします。

## 7.サービス料金の支払い

- (1)お支払者は、申込書等に記載されたサービス料金に請求時点の消費税率を適用して算出した金額を毎月当社に支払います。尚、サービス料金は月額とし日割り計算はしません。
- (2)新規申込の場合、本サービスが開始したことをお知らせするメールを当社が送信した日の属する月のサービス料金は無料です。
- (3)解約の場合、当社は解約日の属する月のサービス料金を請求します。但し、サービス開始日と解約日が同月の場合は、請求しません。
- (4)サービス料金のお支払方法及び支払期日は、原則ガス契約に基づくガス料金と同一とし、ガス料金と合算してお支払いいただきます。但し、お支払者からのお申し出により、サービス料金の支払方法をガス料金と異なる支払方法にすることができます。尚、ガス料金と異なる支払方法は、クレジットカードまたは口座振替とします。
- (5)本サービスのお支払者が、当社のガス料金のお支払者と異なる場合、ガス料金と合算するお支払い方法は選択できません。お支払方法は、当社指定の金融機関からの口座振替またはクレジットカード払いとなり、当社指定の支払期日までにお支払いいただきます。
- (6)本サービスのお支払者が、支払い方法をガス合算からガス合算と異なる方法またはガス合算と異なる方法からガス合算へ変更したときは、本契約は解約となります。

## 8.契約期間

本サービスの契約は、当社がご契約者の申し込みを承諾したときに成立し、解約されるまで継続します。

## 9.解約

- (1)ご契約者は、当社への解約の旨を連絡することにより、いつでも本サービスを解約できるものとします。この場合、申込書等は返却しません。
- (2)当社は、解約日の1ヶ月前までにご契約者に本契約の解約を通知することにより、解約することができます。
- (3)当社は、(2)に関わらずご契約者において、以下の①～⑤のいずれかに該当する事由が生じたとき、何らかの催告なくただちに本サービスを解約することができます。この場合、すでにお支払頂いたサービス料金の返金はしません。
  - ①ご契約者のお引越し等、ガス小売契約が解約されたとき
  - ②サービス料金の支払期日後5日を経過しても、お支払者からのお支払いがなく、かつ、当社からの書面またはメール等の電磁的方法による催告を受けた日から20日以内にお支払いがないとき
  - ③通信環境により、本サービスの提供が困難となるとき
  - ④通信装置等の点検・修理が必要となっている状態において、導管事業者の係員が行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害等することにより点検・修理が行えず、サービスの提供が停止されたままの状態であるとき
  - ⑤ご契約者及び本サービスのご利用者が悪意を持って本サービスを利用することにより、他のご契約者の利用を妨げ、サービス利用の公平性を損なうとき

## 10.サービス料金の改訂・消費税等の税率変更時の取扱い

- (1)当社は物価上昇等、経済情勢の変動、その他の事由により、サービス料金を維持しがたい場合には、改定日の2ヶ月前までにこの旨をご契約者に書面等にて通知した上で、サービス料金を改定します。
- (2)ご契約者が新しい料金による本サービスの継続を承諾されない場合は、ご契約者は当社に解約の旨ご連絡いただくことで、本サービスを解約することができます。尚、ご契約者から解約のお申し出がない場合は、料金の変更を承認されたものとします。
- (3)法令改正に伴う消費税等の税率変更がされた場合、新税率施行日の属する月の料金から、新しい税率を適用した料金をお支払いいただきます。

## 11.サービス内容、ご利用規程の改定

- (1)当社は、民法第548条の4に定める定型約款変更の定めに従い、お客さまの了承を得ることなく、本サービスの名称、内容及びご利用規程を変更する場合があります。この場合、変更する旨、変更後のサービス内容及び変更の

効力発生日は、当社ホームページ等で変更日の1ヶ月前までにお知らせします。

- (2)当社は、本サービスに付随するオプションサービスを追加する場合があります。追加するサービス内容は、当社ホームページ等でオプションサービス開始日の2ヶ月前までにお知らせします。尚、オプションサービスにご加入された場合は、オプションサービスの特約・規約を適用します。

## 12.サービスの終了

- (1)当社は、当社の都合により、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。
- (2)当社は、本サービスの全部または一部の提供を終了するときは、ご契約者に対し、終了する3ヶ月前までに、その旨を書面、メール、LINE等にて通知するものとします。

## 13.損害賠償

当社の責任に帰すべき理由により、本サービスの提供の不履行等に関してご契約者に損害が発生した場合には、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、ご契約者に対して、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限り賠償責任を負います。

## 14.免責

- (1)次の各号のいずれかの事由により、本サービスの全部または一部をご利用になれない場合でも当社はその責任を負いません。
  - ①ユーザー所有の通信端末等の故障や不具合で、インターネットをご利用になれない場合
  - ②通信事業者ならびにインターネットサービスプロバイダ等の通信設備の故障時や保守を行っている場合
  - ③ガスメーターの電波環境が、ご契約後に悪化した場合
  - ④ご契約者が初期登録をしていない場合
  - ⑤本規程5(1)～(2)に該当しない場合
- (2)サービス開始のお知らせを当社の責任によらない事由により、第三者が記載事項を知得しご契約者に損害が生じても当社はその責任を負いません。
- (3)天変地異等の避けられない理由によって、本サービス提供の不履行が生じたために、ご契約者に損害が生じても当社はその責任を負いません。

## 15.反社会勢力との関係排除

- (1)ご契約者およびお支払者は、暴力団関係者その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)でないこと、反社会的勢力に対して資金を提供する等、その維持運営に協力等しないこと(但し、ガス又は電気の小売供給契約は除く)、および法的な責任を超えた不当な要求行為等(準ずるものを含む)をしないことを表明保証します。
- (2)当社は、ご契約者又はお支払者が(1)を反した場合は、何らの催告なく本サービスを解除することができます。

## 16.業務の委託

当社は、本サービスの販売・監視業務その他の業務について、その業務を第三者に委託することがあります。

## 17.個人情報

当社は、個人情報を本サービス、当社ガス・電気等のエネルギー供給販売業、住宅設備機器・機械器具の小売業、生活関連サービス業および、これに付帯する事業のために利用いたします。個人情報の取扱いの詳細については、当社ホームページ(www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html)に掲載いたします。

## 18.協議

- (1)当社とご契約者は、本規程に定めのない事項については、法令および商習慣に従うほか、誠意をもって協議します。
- (2)本規程に関する紛争については、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

## 19.本規程の適用期間

本規程は2024年6月から有効とします。